

初任運転者に対する安全運転の実技指導の公表について

熊野御坊南海バス株式会社

「旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第 1089 号）により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表いたします。

1. 基本方針

- ・ 初任運転者の適性、経験を踏まえて指導及び実技指導を行っております。
- ・ 車種区分については大型・中型・小型の訓練を実施しております。
大型車・・・車両の長さ 9m 以上または旅客座席数 45 人以上
中型車・・・大型車、小型車以外のもの
小型車・・・車両の長さ 6m 以上 7m 以下で旅客座席数 29 人以下

2. 初任運転者に対する特別な指導内容（座学教育 10 時間以上）

- ①事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ④危険の予測及び回避
- ⑤安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑥実技指導で記録したドライブレコーダーの映像を利用した運転特性の把握と是正

3. 初任運転者に対する特別な指導（実技）の内容及び時間（ハンドル時間 20 時間以上）

- ①指導教育担当者は、営業所長または指導的立場を有する社員の中から選任しております。
- ②実際の運行で頻繁に使用される経路を選定し、幅員・高さ・狹隘区間・山間部・高速道路・長い下り坂などの危険箇所を含むルートで教習を行います。
- ③実技教習はハンドル時間 20 時間以上とし、指導内容および運転時間を記録した書面を作成・保管しております。

4. 指導者の指導履歴

- ・ 営業所長または指導的立場を有する社員の中でも、乗務歴 19 年以上の実績を持ち、安全運転指導に関する知識と経験を兼ね備えた者を厳選して選任しております。